

埼玉県からのお知らせです。

こんな悪質商法にご注意!!

**インターネット通販での
定期購入トラブルにご注意!!**



1回試しに
申し込んで
みよう



1回目の商品を受け取った翌月――



商品を受け取って
いないのだから
払いたくないわ

請求書

定期購入
(2回目)

15,000円



なにこれ?
どうすれば
いいの?

—最終通告—



〇〇法律事務所

お母さん
☎188に
相談
しなよ!



注意! 本当に大丈夫!?

キケン!

- 1 「定期縛りなし」は、「1回限り」の意味ではない可能性に注意
- 2 最終確認画面の内容をよく確認し、必ずスクリーンショットで保存
- 3 商品の受け取り拒否や返品をしただけでは解約にならないので注意

皆さんからの相談情報が、同様の被害防止につながります。

消費者
ホットライン

い や や!
TEL 188



埼玉県マスコット
「さいたまもっち」



埼玉県マスコット
「コバトン」

最寄りの相談窓口につながります！

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

彩の国  埼玉県

埼玉県県民生活部消費生活課：TEL 048-830-2935